

○運転免許の技能試験官の服制に関する訓令

〔平成8年12月1日
本部訓令第15号〕

[沿革] 平成28年3月本部訓令第5号

運転免許の技能試験官の服制および服装に関する訓令（昭和44年山梨県警察本部訓令第2号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、運転免許の技能試験官の指定等に関する規程（平成8年山梨県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、運転免許の技能試験に従事する者（以下「技能試験官」という。）の服制に関し、必要な事項を定めるものとする。

（服制）

第2条 技能試験官の服制は、別表のとおりとする。

（常装）

第3条 技能試験官は、勤務中は制服、制帽、ワイシャツ及びネクタイを着用し、試験官標章を着装するものとする。ただし、出張試験その他運転免許課長が特に必要と認めた場合は、私服で勤務することができる。

2 制帽については、室内で勤務する場合及び運転免許課長が特に指示した場合は着用しないものとする。

3 技能試験官は、必要がある場合は、防寒服及び雨衣を着用することができる。

（支給品）

第4条 技能試験官の被服のうち、支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は次のとおりとする。

| 品目 | 員数 | 使用期間 |
|-----|----|------|
| 冬服 | 1着 | 12月 |
| 合服 | 1着 | 12月 |
| 夏服 | 1着 | 4月 |
| 冬帽子 | 1個 | 16月 |
| 合帽子 | 1個 | 16月 |

| | | |
|-------|----|-----|
| 夏帽子 | 1個 | 16月 |
| ワイシャツ | 1着 | 8月 |
| 冬ネクタイ | 1本 | 4月 |
| 合ネクタイ | 1本 | 4月 |
| ベルト | 1本 | 36月 |

2 任命後初めて支給する場合は、前項の規定にかかわらず、冬服、合服、夏服ズボン及びワイシャツについては2着、夏服上着については3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。

(着用期間)

第5条 被服等の着用期間は、次のとおりとする。ただし、警察本部長は、必要により着用期間を変更することができる。

| 品目 | 着用期間 |
|---------|------------------------------|
| 冬服及び冬帽子 | 12月1日から翌年3月31日まで |
| 合服及び合帽子 | 4月1日から5月31日及び10月1日から11月30日まで |
| 夏服及び夏帽子 | 6月1日から9月30日まで |

(貸与品)

第6条 技能試験官の被服のうち、貸与する被服は防寒服及び雨衣とする。

(代品の支給及び貸与)

第7条 第4条及び第6条により技能試験官に支給又は貸与した被服について、勤務中、汚損、き損した場合は、代品を支給又は貸与することができる。

(返納)

第8条 技能試験官は、規程第5条により指定を取り消された場合又は休職を命ぜられた場合及び退職した場合は、使用期間の満了しない支給品を返納しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月2日本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表及び図 略